

利島村国土強靱化地域計画

令和4年3月

利島村

目次

第1章 国土強靱化の基本的な考え方	1
第2章 対象とする災害と被害想定	4
第3章 脆弱性評価	15
第4章 脆弱性評価及び強靱化の推進方針	16
1. 最大限の人命保護	16
2. 迅速な救助・救急、医療及び避難生活の環境確保	22
3. 行政機能の確保	29
4. 情報通信・情報サービスの確保	31
5. 経済活動の機能維持	34
6. ライフライン、交通等の早期復旧	37
7. 二次災害・複合災害の抑制	40
8. 強靱な姿で復興する条件の整備	43
第5章 重点プログラムの設定	46
第6章 計画の推進	47

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

第1節 計画の目的

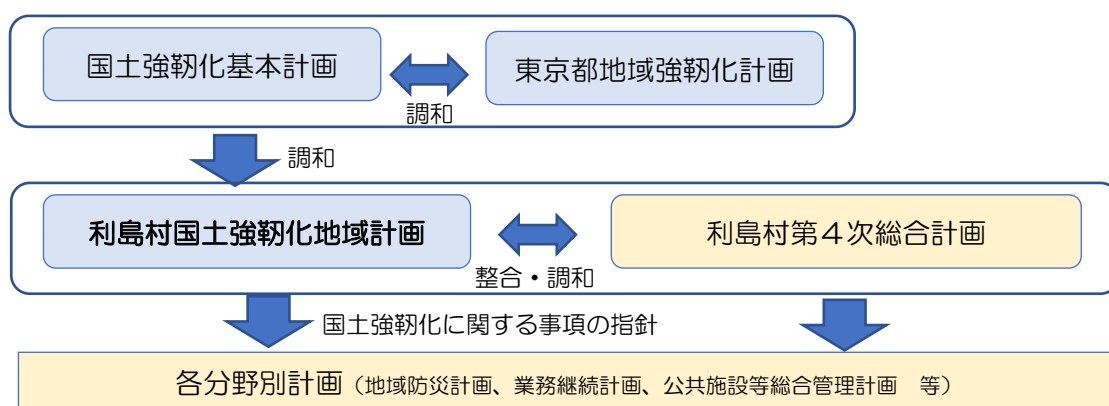
我が国では、東日本大震災などの大規模な自然災害の発生等を受け、これら災害等から国民の生命と財産を守り抜くため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年12月施行）（以下「基本法」という。）」を公布・施行しています。基本法に基づき「国土強靱化基本計画」（平成26年6月3日閣議決定）（以下「基本計画」という。）を策定、平成30年12月に変更し、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、国土・産業政策も含めた総合的な国土強靱化を推進しています。

また、東京都においても、様々な分野の計画の指針となる「東京都地域強靱化計画（平成28年1月）（以下「都地域計画」という。）」を策定し、計画に基づく年次事業一覧を毎年作成するなど、国土強靱化に関する施策を推進しています。

本村においても、気候変動の影響等による風水害・土砂災害の頻発や激甚化、南海トラフ地震などの巨大地震の発生等が懸念される中、大規模自然災害による甚大な被害を軽減するため、従来の「事後対策」から、様々な危機を想定した備えを行う「事前対策」を重視し、安全・安心で持続可能なまちづくりを推進する「利島村国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

第2節 本計画の役割と位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画にあたります。本計画は、本村の総合計画と整合・調和を図るもので、国土強靱化に係る部分については、地域防災計画など様々な分野別計画の指針となります。本計画を手引きとし、関連計画を順次見直しながら必要な施策を具体化し、国土強靱化を推進します。



第3節 計画期間と見直し

本計画の期間は令和4年度（2022年度）から、令和8年度（2026年度）の5年間とします。計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととしますが、計画の軽微な変更等については、毎年度の進捗状況確認の中で対応します。

第4節 基本目標

本計画の基本目標は、基本計画及び都地域計画を踏まえて、下記の4つとします。

この基本目標に基づき、「強さ」と「しなやかさ」のある地域社会・経済の構築に向け地域強靱化への取り組みを推進します。

- ① 人命の保護を最大限図ります。
- ② 村の重要な機能が致命的な障害を受けないようにします。
- ③ 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ります。
- ④ 迅速な復旧復興を図ります。

第5節 国土強靱化を推進する上での基本的な方針

利島村が国土強靱化に取り組んでいくにあたっての基本的な方針については、国及び都の基本目標を踏まえ、過去の災害から得られた経験を教訓として、事前防災及び減災、迅速な復旧復興等に向け、以下の基本的な方針に沿って推進します。

- 村の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかを、様々な側面から検証しつつ取り組みます。
- 短期的な視点によらず、時間管理概念をもちつつ、長期的な視野をもって計画的に取り組みます。
- 地域特性を活かした災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高めます。
- ハード対策（防災設備の拡充、耐震化の推進、インフラの整備）とソフト対策（訓練、防災教育等）を適切に組み合わせて効果的に施策を推進します。
- 「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国、都、村、民間が適切に連携及び役割分担をして強靱化に資する対策を講じます。
- 人口やその年齢構成の変化による需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえて施策を講じます。

第6節 SDGs「持続可能な開発目標」の推進

- 地域の強靱化を通じて、SDGsが目指す持続可能な環境や社会の構築を推進し、SDGsのゴール（目標）の主に9、11、13の達成を目指します。
- ゴール17を踏まえ、村をはじめ、関係機関、企業や住民等の様々なステークホルダーの連携により地域の強靱化を目指します。

- SDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」とは、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2016年から2030年までの15年間で達成することを目指した国際社会共通の目標です。
- 持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲット（取組・手段）から構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

関連するSDGsのゴール



ゴール9 産業と技術革新の基盤をつくろう

災害に強いインフラをつくり、全ての人に参加できる持続可能な経済発展を進め、新しい技術を生み出しやすくする。



ゴール11 住み続けられるまちづくりを

誰もが受け入れられ、安全で災害に強く持続可能な場所にする。



ゴール13 気候変動に具体的な対策を

気候変動やそれによる影響を止めるため、すぐに行動を起こす。



ゴール17 パートナリーシップで目標を達成しよう

実施手段（目標達成のために必要な行動や方法）を強化し、持続可能な開発に向けて様々な主体が協力する。

第2章 対象とする災害と被害想定

第1節 本村の特性

1 自然的条件

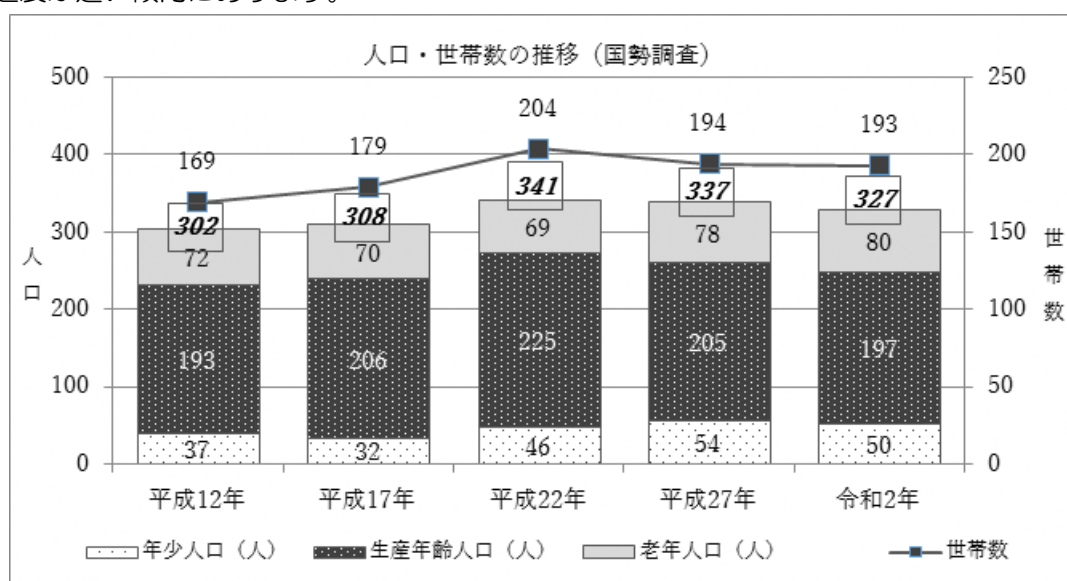
利島は、太平洋プレートの沈み込み帯に沿ってフィリピン海プレート上に形成される火山フロントにあたります。大島の南方約27kmに位置し、周囲約8km、南北6km、東西4km、面積は約4.12km²の円錐状の火山島で、海岸部は海食崖が続き、湾入部や平地はなく中腹北寄りの緩傾斜地に集落が立地しています。

標高508mの宮塚山は、主に玄武岩や安山岩の溶岩で形成される成層火山で、溶岩類・溶岩尖頂丘・ローム層及び岩砕なだれなどの崩壊性堆積物、火山砕屑性堆積物等から形成されます。降下火山砕屑物は厚さ数m以下で、数輪廻の堆積物からなり、そのほかに泥流などの二次堆積物が含まれます。

山麓の多くはひな壇状のヤブツバキの生産林が造成され、その面積は185haにも及びます。なお、山頂を挟んで島の南から北東にかけてシイやタブなどの原生照葉樹林が広がり、数多くの巨樹が存在しています。

2 社会的条件

本村の令和2年国勢調査の総人口は327人で、1980年以降300人台を維持しています。令和2年国勢調査では、年少人口50人(15.3%)、生産年齢人口197人(60.2%)、老年人口80人(24.5%)となり、他の伊豆諸島に比べ生産年齢人口の割合が高く高齢化の進展が遅い傾向にあります。



※平成22年の総人口341人には年齢不詳の1人を含みます。

道路（令和2年4月1日現在）については、利島循環線（都道228号）の延長約9km（8,803m）があり、村道は延長約19km（18,903m）が整備されています。なお、林道は1路線（宮沢線 約0.3km）があります。

本土から利島へのアクセスとしては、竹芝棧橋からジェットfoil及び大型船で結ばれ、また、下田港からフェリーが運航し、令和元年（2019年）の乗降船人員13,875人となっています。なお、東京都離島振興計画や東京都漁港漁場整備長期計画に基づき防波堤（北）整備、防波堤（防波）（西）（改良）等の整備を進めています。

また、空路は、大島空港との間を東京愛らんどシャトル（9人乗りヘリコプター）が利島ヘリポートへ毎日運航しています。ほか、隣接し場外離着陸場（災害時使用）が整備されています。

水道については、地下水に恵まれていなかったため、新たに雨水の集水施設とその貯水池等の整備を行い、平成13年4月1日現在計12,200トンの貯水池が整備され、また、渇水対策として海水淡水化装置の導入や取水ポンプ、急速ろ過施設等の更新を行い、安定的に送水を行っています。

産業別就労人口（平成27年国勢調査）については、第1次産業42人（17.6%）、第2次産業43人（18.0%）、第3次産業154人（64.4%）です。

主な特産品としては、椿油をはじめ、あしたば、しどけ（モミジガサ）、さくゆり焼酎、伊勢海老、サザエ、トサカノリなどがあり、特に椿油は、江戸時代から生産し、日本有数の生産量（全国の6割近くのシェア）となっており、島の基幹産業に発展しています。

各産業の規模としては、農業産出額は約5,200万円（令和元年産東京都農作物生産状況調査結果報告書）、林産物生産額は約1,599万円（東京都大島支庁管内概要令和2年度版）、漁業生産額は約3,182万円（東京都大島支庁管内概要令和2年度版）となっています。

また、令和元年の観光客数は3,621人（東京都平成31年・令和元年伊豆諸島・小笠原諸島観光客入込実態調査報告書）で、宿泊施設は9軒、定員は146人となっています。

なお、主要な公共施設等に関しては、保育所、小中学校、診療所、高齢者在宅サービスセンター、地域交流会館、勤労福祉会館、郷土資料館、前浜親水レクリエーション施設、船客待合所、清掃センター等が整備されています。

第2節 対象とする自然災害

本村では、南海トラフ巨大地震による津波被害や元禄型関東地震、近海の群発地震などの地震動による被害、台風や豪雨による風水害や土砂災害など、様々な災害リスクが想定されます。

1 風水害（土砂災害）

伊豆諸島の気候区分は、黒潮の影響を受ける温暖多雨の海洋性気候で、降水量は年間平均 3,000mm 程度であり、全国の平均降雨量 1,700mm に比べて多くなっています。本村においては、近年の年降水量は 2,328mm（2015～2020 年の 6 年間の平均）で、梅雨前線や台風の影響を受ける 7 月～10 月に多くの降雨があります。観測された、年最大降水量は 2,733.5mm、日最大降水量は 280.5mm、日最大 1 時間降水量は 74mm です。

また、本村は、全国でも有数の強風地帯であるとともに、波浪条件も厳しく、台風や冬季の季節風により港湾施設の損壊や停電などの被害が発生しています。

近年の波浪被害としては、平成 23 年 9 月の台風 15 号で、利島港岸壁（西）のケーソンの移動、また、平成 30 年（2018）10 月の台風 24 号による西側岸壁のケーソンの滑動などの被災し、本船が接岸できない状況が続きました。

■平成 30 年台風 24 号に伴う利島港西側岸壁の被災



出典：「波となぎさ」NO214 発行：令和 3 年 3 月 31 日 港湾海岸防災協議会

なお、冬季の季節風等により岸壁上への越波等で、旅客の乗降や荷役において安全性及び効率性の不足や船舶が安定して接岸するための十分な静穏度が確保できていない状況を改善するため、都の利島港前浜地区離島ターミナル整備事業等で岸壁、防波堤、護岸(防波)等の整備を進めています。



また、本村は主に斜面崩壊のリスクが高い地形条件にあり、土砂災害警戒区域の指定状況(令和2年4月1日現在)は90か所(特別警戒区域76か所)に上ります。そのうち土石流の警戒区域は集落近くのヘリポートや浄水場付近に1か所が指定されています。

今後、地球温暖化に伴う海水温の上昇等により、台風の大型化、集中豪雨の頻発化などの傾向により、風水害、高潮、急傾斜地の崩壊、土石流などの災害も懸念されます。

■「地域気象観測システム(アメダス)」 観測点：利島

(観測開始 平成26年(2014)7月25日)

【降水量の最大値5位まで(2014年7月～2021年12月31日)】

要素名/順位	1位	2位	3位	4位	5位
日降水量 (mm)	280.5	164.5	160.0	159.5	148.5
	2021/7/1	2019/10/19	2020/7/18	2021/7/2	2019/7/14
日最大10分間降水量 (mm)	25.5	22.5	21.0	21.0	20.0
	2021/7/2	2015/7/3	2019/11/19	2019/10/19	2020/9/9
日最大1時間降水量 (mm)	74.0	65.0	63.5	61.5	59.0
	2015/7/3	2015/8/18	2021/7/2	2015/7/4	2021/7/1

【年間の降水量、最大値(日、1時間、10分間)】(2021年12月31日時点)

年	降水量(mm)			
	合計	日最大	最大	
			1時間	10分間
2014	737.5]	91.0]	25.5]	11.0]
2015	2529.0	139.0	74.0	22.5
2016	2216.0	119.5	49.5	14.5
2017	1928.5	114.5	46.0	13.5
2018	1934.0	113.0	45.5	17.5
2019	2733.5	164.5	51.0	21.0
2020	2629.0	160.0	50.0	20.0
2021	2514.5	280.5	63.5	25.5

]は資料不足値 出典：気象庁
太字は最大値



西棧橋



大雨による倒木被害

2 地震・津波

伊豆諸島では、1923年の大正関東地震（M7.9）などのように相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震によって、強い揺れや津波による被害を受けたことがあります。また、関東地方東方沖合から伊豆・小笠原海溝沿い、三陸沖や東海沖・南海沖などの太平洋側沖合で発生するプレート境界付近の地震により、津波や強い揺れによって被害を受け、さらに、外国の地震によっても津波被害を受けたことがあります。

また、伊豆諸島の周辺では、火山活動に関連して、噴火の前後にやや大きな浅い地震や群発地震活動が発生して、局地的に大きな被害が生じることがあります。

近年では、2000年（平成12年）6月に始まった三宅島の火山活動（7月8日に三宅島山頂で噴火）に伴う三宅島近海～新島・神津島近海の断続的群発地震における新島若郷直下型地震（7月15日）の際に、利島小中学校校舎北側石垣が崩れるなどの被害が発生しています。また、9月11日に利島の西方約5kmでM5.3の地震が発生し、震度5弱を観測しています。

なお、最近では2020年（令和2年）12月18日の大島近海の地震（M5.0、深さ約11km）により、利島においても震度5弱の揺れに見舞われました。

■平成12年新島・神津島近海地震の本村の主な被害等

	被害内容等
建物等	非住家2棟
公共土木施設等	道路法面崩壊等10箇所（7月15日地震）
農林水産業	林地荒廃（1ヶ所）、水産施設（漁業蓄畜養池の亀裂）等に被害が発生
災害対策本部の設置	7月15日11時00分～同日18時30分 9月11日8時15分～11月15日17時00分

出典：「平成12年（2000年）三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について」（平成15年9月19日）
内閣府

■近年の震度1以上の地震回数

震度観測地点名（利島）統計期間2000年7月24日～2021年9月1日

期間	震度1	震度2	震度3	震度4	震度5弱	震度5強	合計
2000年代	451	127	31	8	1	0	618
2010年代	108	32	6	0	0	0	146
2020年代	40	11	3	2	1	0	57
合計	599	170	40	10	2	0	821

出典：気象庁：震度データベース検索

本村は、「首都直下地震緊急対策区域」、「南海トラフ地震防災対策推進地域」及び「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。

地震調査研究推進本部による今後の地震活動については、南海トラフで発生するM8～9クラスの地震として、今後30年以内の地震発生確率（算定基準日：2021年1月1日現在）は70%～80%と評価されています。

また、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定（平成25年5月14日公表）」として本南海トラフ大地震については、村では、大部分は最大震度5強（一部で6弱）、津波ケース⑧の場合、最大津波高16.18m（利島港では12.55m）、最大津波の到達時間16.2分と推計されています。

※ケース⑧：M9.1 駿河湾～愛知県東部沖、三重県南部沖～徳島県沖の2か所に大すべり域、超大すべり域を設定

※「元禄型関東地震」では最大津波高4.9m、最大津波の到達時間15.9分と想定

■「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定（平成25年5月14日公表）」

東京都の「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定（平成25年5月14日公表）」では、本村については以下のような被害想定結果、定性的な被害様相となっています。

【被害想定結果（最大ケース）】

人的被害が最大となる地震動・津波ケース		南海トラフ巨大地震 地震動：東側ケース＋経験的手法 津波ケース：①、⑥	
建物棟数		243棟（うち木造171棟、非木造72棟）	
建物被害	全壊	26棟	
	うち急傾斜崩壊等	24棟	
	うち津波	2棟	
	半壊	33棟	
シーン設定		冬・昼間	冬・夜間
人的被害	死者	5人	3人
	うち津波	3人	1人
	負傷者	2人	2人
	うち重傷者	1人	1人

※津波による人的被害は、迅速避難の徹底、避難方法によっては、死者数0人に低減できる可能性がある。

※東側ケース：強振動生成域を東側としたモデル

※津波ケース①：駿河湾～紀伊半島沖に大すべり域、超大すべり域を設定

※津波ケース⑥：駿河湾～紀伊半島沖に大すべり域＋（超大すべり域、分岐断層）を設定

【定性的な被害様相（人的被害が最大となる地震動・津波ケース）】

「上下水道・電力・ガス」

- ・最大震度は震度5強程度であることから上水道の被害はほとんど生じない。
- ・合併処理浄化槽の一部で被害が生じる等により水洗トイレが使用できなくなる住宅や施設等が生じる可能性がある。
- ・津波浸水エリアでは、中長期にわたり上下水道が使用できなくなる可能性がある。
- ・発電所は津波浸水域に含まれておらず、最大震度は震度5強程度であることから運転停止となる可能性は低い。
- ・津波浸水エリアの電柱（電線）等に被害が生じ、これに起因し停電となる可能性がある。
- ・発電所が健全であったとしても島外からの燃料供給が途絶え、一定期間停電する可能性がある。
- ・各住宅のLPガス設備に損傷しない限り、使用可能である可能性が高い。
- ・港湾施設の被害による供給停止により、LPガスポンプを使い切った後は中長期にわたり、ガスが使用できなくなる可能性がある。

「通信」

- ・津波による海底通信ケーブルの切断で通信が途絶する可能性がある。また、島内の通信ケーブル（電話線等）の複数切断し、通信が困難となる可能性がある。
- ・停電により、通信設備の機能が停止し、通信が途絶する可能性がある。
- ・携帯電話は伝送路の多くを固定回線に依存しているため、電柱（電線）被害により固定電話が利用困難なエリアでは音声通信もパケット通信も利用困難となる可能性がある。

「その他」

- ・ごみ処理施設・し尿処理施設（合併浄化槽等）が被災し、処理がおいつかない状態が続く可能性がある。

「交通施設（港湾等）、主要施設等」

- ・利島港で最大約13mの津波浸水深となり、貨物の流出、引き波による座礁、船舶の転覆・沈没・破損、流出物による港湾施設の破損や航路障害、倉庫や荷役機械の損傷、アクセス交通の寸断、防波堤等の被害が発生し、機能を停止する可能性がある。
- ・港湾施設の破損や航路障害により、中長期にわたり海運による生活物資の搬入や人の往来が途絶する可能性がある。
- ・利島ヘリポートは津波浸水の可能性は低く、最大震度は震度5強程度であることから被害はほとんど生じない。
- ・利島港付近や岩場近くの津波浸水した道路が通行困難となる。また、津波浸水域で補修を必要とする被害が発生する可能性がある。
- ・山間部では崖崩れ等により、通行できなくなる区間が生じる可能性がある。
- ・燃料不足により車やバスが利用できず、中長期にわたり生活に支障をきたす可能性がある。
- ・役場や避難所、診療所等の島内の主要施設では、浸水の可能性はほとんどない。地震動や液

状化による被害が生じる可能性もほとんどない。

「その他」

- 建物被害は、そのほとんどが急傾斜地崩壊等によるものであると想定される。
- 人的被害は、津波と急傾斜地崩壊等によると想定される。
- 高齢者（災害時要援護者）の津波からの逃げ遅れや避難生活の困難等が顕在化する可能性がある。
- 地震動・液状化による建物被害はあまり見られないが、ガラスの飛散や家具の転倒等により人的被害が生じる可能性がある。
- 観光客は2月で1日当たり最大約10人、8月で最大約50人滞在している。この中から、土地勘がないことによる津波からの逃げ遅れや帰宅困難問題、待機施設・物資の不足等の問題が発生する可能性がある。また、観光客等の被災により、犠牲者が更に増える可能性がある。
- 港湾施設や漁船等の被害、航路障害等により、観光業や水産業等の産業に悪影響が及ぶ可能性がある。



海底ケーブル

3 火山噴火

利島の噴火活動史としては、宮塚山の北に位置するカジアナ火口から噴出した溶岩に覆われる泥流堆積物から約8000年前の年代が、溶岩の上位に位置する縄文時代遺跡から約4000年の年代が得られ、最新期の噴火活動は4000～8000年前と考えられ、有史以降の噴火はありません。

現在（2017（平成29）年6月時点）、「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山（50火山/全国111火山）」には指定されておらず、噴火警戒レベルは未導入ですが、活火山であることへの留意は必要です。

なお、島内には、新島・式根島および神津島の流紋岩火山から由来したと思われる降下火山砕屑物が何層か認められているとともに、大室ダシの海底火山や北西約5kmの利島沖カールデラもあり、活動頻度はまれなものの、近いところでの大規模噴火に関しては、注意を要します。

「新島火山避難計画」（令和2年10月 新島火山防災協議会）においては、新島・式根島周辺浅海域で極めて大規模な噴火に伴う火砕流（噴煙柱崩壊型）が発生した場合は、海面上を流走し利島に達する可能性も評価されています。また、本村は新島火山防災協議会を構成しており、噴火警戒レベル4（居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性）以上の避難対応などのマニュアルが策定されています。

なお、伊豆大島は、全島民が避難した噴火（1986年11月～1990年10月4日）から30年近くがたち、周期から考えると警戒が必要ですが、「伊豆大島火山避難計画」（令和2年10月 伊豆大島火山防災協議会）では、本村への影響は指摘されていません。

■新島火山の噴火特性

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○大規模なマグマ水蒸気噴火が発生した場合には、その影響が隣接の島（新島・式根島）に及び可能性がある。○大規模な地震あるいは地殻変動等が発生した場合、山体崩壊や地すべり及びそれに伴う津波が発生する可能性がある。 |
|---|

出典：新島火山避難計画



4 想定するリスク

住民の生活・経済に影響を及ぼすリスクとしては、大規模事故等も含めたあらゆる事象が想定されますが、近い場所での地震、南海トラフ地震等の大規模自然災害が遠くない将来に発生する可能性があることと予測されていること、地球規模での気候変動に伴う台風の巨大化や短時間豪雨の増加傾向など、大規模自然災害を想定した目標とします。

本計画で対象とする「想定するリスク」は、今後、高い確率で発生が懸念され、特に甚大な被害が発生する可能性のある次の3つの災害を対象とします。

想定するリスク	理由
地震 津波	○本村は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定され、今後30年以内に南海トラフでM8～9クラスの地震が発生する確率は70～80%となっており、地震や津波発生の危険性は年々高まっています。 ○近海での地震の発生とともに、元禄型関東地震などのリスクがあります。
風水害 (土砂災害)	○近年、地球温暖化等の影響を受け、台風が大型化しているほか、全国各地で集中豪雨による被害も激化しており、土砂災害、高潮、風浪等による災害のリスクがあります。
火山噴火	○本村での有史以降の火山噴火はありませんが、近接の島や海域で噴火した場合は全島避難などの対応が必要なケースも想定されます。



第3章 脆弱性評価

第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本計画では、4つの基本目標を達成するため、8つの「事前に備えるべき目標」と21の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定します。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	最大限の人命保護	(1)	地震による建物倒壊や火災等による多数の死傷者の発生
		(2)	津波による多数の死傷者の発生
		(3)	風水害や土砂災害による多数の死傷者の発生
		(4)	火山噴火による多数の死傷者の発生
2	迅速な救助・救急、医療及び避難生活の環境確保	(1)	生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		(2)	長期にわたる孤立の発生
		(3)	消防等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足
		(4)	帰宅困難者の発生・混乱
		(5)	医療・保健・福祉機能の麻痺、感染症等の発生
3	行政機能の確保	(1)	行政職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下
4	情報通信・情報サービスの確保	(1)	防災・災害対応に必要な通信インフラの機能停止
		(2)	情報サービスの機能停止による避難行動や救助・支援の遅れ
5	経済活動の機能維持	(1)	サプライチェーンの寸断や施設等の被災等による経済活動の低下
		(2)	食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下
6	ライフライン、交通等の早期復旧	(1)	ライフラインの長期間にわたる機能停止
		(2)	交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
7	二次災害・複合災害の抑制	(1)	複合災害等の大規模な二次災害の発生
		(2)	農地、森林等の荒廃
8	強靱な姿で復興する条件の整備	(1)	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		(2)	人材不足、地域コミュニティの崩壊等による復興の大幅な遅れ
		(3)	生活・経済支援の遅延による復旧・復興の大幅な遅れ

第2節 脆弱性評価を行う施策分野

本計画では、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な施策分野として、以下を設定し評価を行います。

個別施策分野（5項目）	横断的分野（3項目）
①行政機能	① リスクコミュニケーション
②健康・医療・福祉	② 老朽化対策
③情報通信	③ 地域づくり
④経済・産業	
⑤教育・文化	

第4章 脆弱性評価及び強靱化の推進方針

1. 最大限の人命保護

1-1(1) 地震による建物倒壊や火災等による多数の死傷者の発生

① 住宅、不特定多数が集まる施設等の耐震化の推進

【脆弱性の評価】

- 本村の住宅は築年数が長い建物が多く、耐震性の向上の必要があります。
- 公共施設等については、老朽化しているものもあり、耐震化や天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、安全対策等を進める必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 耐震診断、耐震改修等の助成促進により住宅等の耐震化を推進します。また、「村営住宅長寿命化計画」に基づき計画的な改修等を進めます。
- 防災上重要な施設は、「公共施設管理計画・個別施設管理計画」や「学校施設長寿命化計画」等に基づき建物及び非構造部材の耐震化を継続して推進します。

② 道路、避難路、沿道建築物等の耐震化の推進

【脆弱性の評価】

- 道路及び橋梁や法面等の定期点検を実施し、通行の安全性を確保するとともに、必要に応じ修繕等の対応を図る必要があります。
- 集落内道路は、狭小な道路が多い現状でもあり、道路の耐震化、整備を促進する必要があります。
- 建物をはじめ、窓ガラスや看板等の工作物の脱落、ブロック塀、石垣、電柱の倒壊などによる危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 都道の狭隘区間における整備の促進、都道へリポート線の延伸等を要請します。
- 村道の改修及び新設等を計画的に推進します。
- 林道宮沢線の改修整備を計画的に推進します。
- 道路施設の点検、維持管理、老朽化対策を進め、道路の致命的な損傷を防止するため村道の整備を計画的に推進します。
- 避難路などの沿道建築物等の倒壊を避けるため、耐震化や倒壊危険物の除去に努めるとともに、「無電柱化計画」を策定し、必要箇所における道路無電柱化に努めます。
- 倒壊電柱の早期撤去・復旧、道路啓開に向け事業者等との連携体制を強化します。
- 老朽化した空家は、定住促進空き家活用事業等により対応を促します。

③ 出火・延焼の抑制

【脆弱性の評価】

- 本村では、建物が近接している箇所もあり、強風による延焼火災の可能性も抱えていることから延焼防止対策が必要です。

【強靱化の推進方針】

- 震災時の火災被害軽減のため、建物の不燃化や、延焼遮断等に有効な道路、空地・公園の確保、老朽空き家対策を行い、燃え広がらない環境づくりを推進します。
- 円滑な消防活動のため、防火水槽の整備をはじめ、プール、雨水貯留器具、自然水利の活用を促進します。

④ 地域防災力の向上

【脆弱性の評価】

- 自分たちの生命・財産を守るため継続して防災訓練等を実施できるよう支援を行っていく必要があります。
- 観光客、住民等に対するの災害関連標識等の外国語標記も含め、防災知識等の習熟を支援をしていくことが必要です。
- 家具の転倒防止策や身を守る行動等について、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 消防団員の確保、装備・訓練の充実強化を進めるとともに、関係機関等の装備資器材の充実、各種訓練等による災害対応能力及び連携能力を向上させます。
- 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、応急手当の普及や自治会等の充実強化、学校等における防災教育の推進など協力体制を築きます。
- 家具類転倒防止器具の取付け、耐震シェルターの設置や身を守る行動の取り方など住宅内での安全対策について普及啓発を進めます。

【主要事業】

- ・ 公共施設管理計画・個別施設管理計画の推進
- ・ 村営住宅・職員住宅の整備（村営住宅職員住宅併設住宅の建設等）
- ・ 学校施設長寿命化計画策定、小中学校施設改修、将来的な校舎建替え
- ・ 定住促進空き家活用事業の推進（移住体験住宅の整備等）
- ・ 公共施設の耐震化、改修
- ・ 村役場の非構造部材の耐震化、建替えの促進
- ・ 都道の計画的な維持補修、整備（ヘリポート線の整備）
- ・ 村道の計画的な維持補修、整備（本棧橋と泊地をつなぐ港湾道路の整備）
- ・ 林道宮沢線の改良（法面改修等）
- ・ 無電柱化計画推進

- ・石垣及びブロック塀の改修・撤去
- ・防火水槽、消火栓等の整備、雨水（カメやタメ）・自然水利の活用
- ・消防車両、小型動力ポンプ、携帯用無線機等の更新や新たな設備導入
- ・消防車無償貸し付け事業の活用
- ・都 消防訓練所が実施する教育訓練（救急科、救助科等）への参加
- ・耐震診断、耐震改修、家具転倒防止器具の助成

1－(2) 津波による多数の死傷者の発生

① 海岸保全施設の整備・耐震化

【脆弱性の評価】

- 南海トラフ地震等の発生に備え、海岸保全施設等については、発生頻度の高い津波（レベル 1 津波：概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度）を対象に、堤防・護岸等の整備を推進する必要があります。
- 安全に接岸・停泊できる港内静穏度の確保、越波防止対策が必要です。
- 船客待合所は、南海トラフ巨大地震で想定される津波や土砂災害特別警戒区域の指定など防災上の観点からも、建替えが必要です。
- 海岸保全施設等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 堤防・護岸等の海岸保全施設等は、発生頻度の高いレベル 1 津波を対象として、都と協力し堤防・護岸の嵩上げや耐震化対策等を計画的に進めます。
- 西棧橋の復旧や北棧橋（本棧橋）の延伸整備など、「伊豆諸島港湾整備計画」に基づき都と協力し、安全に接岸・停泊できる港内水域の拡充、波高低減対策を促進します。
- 船客待合所の建替え整備を促進します。
- ライフライン施設など重要施設の新設の際には、津波浸水被害等がない場所への立地を促進します。
- カケンマ浜の離岸堤の保全を都に要請し、砂浜の保全・維持に取り組みます。

② 津波避難対策の促進、早期避難の徹底

【脆弱性の評価】

- 避難行動の遅れが人的被害に直結することから、津波浸水想定周知や避難訓練を促進する必要があります。
- 津波到達までの時間が短く、港湾・海岸の利用者が高所などへ避難できない地区においては、津波避難路を整備する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 無電柱化や法面崩壊等の防止など道路閉塞対策を進めるとともに、津波避難路の確保

を進めます。

- 津波ハザードマップの周知をはじめ、海拔情報の表示や津波避難場所看板、避難誘導サインなど現地情報の整備を進めます。
- 住民・観光客等への情報伝達手段の多様化を図り早期避難の徹底に努めます。
- 津波避難訓練の推進、津波避難行動マニュアルの整備を促進します。また、海水浴客、釣り客、ダイバー、ドルフィンスイム、工事関係者等の避難体制の確立を図ります。

③ 南海トラフ地震臨時情報に係る防災対策の推進

【脆弱性の評価】

- 南海トラフ沿いの大規模地震の発生可能性が高まったと評価された場合、気象庁から発表される臨時情報を活用した防災対応を実施する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 南海トラフ地震臨時情報を十分に活用し、村、都及び防災関係機関等が連携し、南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制を確立します。

【重要業績指標（KPI）】

指 標	基準年	目標年
津波ハザードマップ更新	平成 25 年	令和 5 年更新

【主要事業】

- ・ 防波堤(北)の整備
- ・ 静穏な漁船係留所（泊地）確保のための越波を防ぐ消波又は護岸壁の整備
- ・ 本棧橋と泊地をつなぐ港湾道路の整備
- ・ 船揚場、物揚場の拡充
- ・ 利島港船客待合所の移設・建替え
- ・ 雨除け等が可能な通路の整備
- ・ 海岸保全事業

1- (3) 風水害や土砂災害による多数の死傷者の発生

① 風水害（土砂災害）対策の推進

【脆弱性の評価】

- 大型台風等の増加に伴って、高波・風害の防止が必要です。
- 気候変動等の影響による集中豪雨等の増加、更には地震に伴う崖崩れや落石、道路崩落など土砂災害の発生リスクが高まっており、砂防施設等の整備を促進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 高波・高潮対策として、都と協力し、海岸堤防の適切な維持・管理等を促進します。
- 風害対策として、送電設備や通信設備の倒木等による途絶の防止のため、沿道の樹木の剪定や伐採、工作物等の飛散防止に努めます。
- 急傾斜地崩壊や土石流など大規模な土砂災害を防止・軽減するため、都と連携し、砂防堰堤や法枠工などの砂防施設の整備と急傾斜地崩壊対策を推進します。
- 椿畑の保全をはじめ、山地災害危険地区については、都と協力し治山対策を図ります。

② 警戒・避難体制の整備

【脆弱性の評価】

- 土砂災害警戒区域等の土砂災害ハザードマップを作成し、避難場所や危険な地域の確認を促していますが、周知及び活用に努めていく必要があります。
- 気象警報や土砂災害警戒情報等を避難指示等の判断に活用していますが、伝達手段の多様化など警戒避難体制の構築を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 適切な防災行動がとれるよう、各種ハザードマップ作成をはじめ、警戒レベル、避難情報の種類など防災情報の周知を図ります。
- 防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、緊急速報メール、SNSなど伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討します。
- 台風接近時における事前の防災行動を時系列に沿って整理した防災行動計画（タイムライン）について、普及・充実を進めます。

【重要業績指標（KPI）】

指 標	基準年	目標年
土砂災害ハザードマップ更新	平成 29 年	令和 5 年更新

【主要事業】

- ・ 無電柱化計画推進(再掲)
- ・ 沿道の樹木の剪定や伐採
- ・ 砂防堰堤や法枠工などの砂防施設の整備
- ・ 急傾斜地崩壊対策事業
- ・ 公共緑地保全事業
- ・ 林道法面の崩壊防止及び斜面全体の安全確保
- ・ 土砂災害警戒区域に含まれる避難所（勤労福祉会館及び小中学校体育館）の警戒避難体制の確立

- ・要配慮者利用施設（学校、診療所、保育園等）の避難確保計画の作成

1-（4）火山噴火による多数の死傷者の発生

① 火山防災対策の推進

【脆弱性の評価】

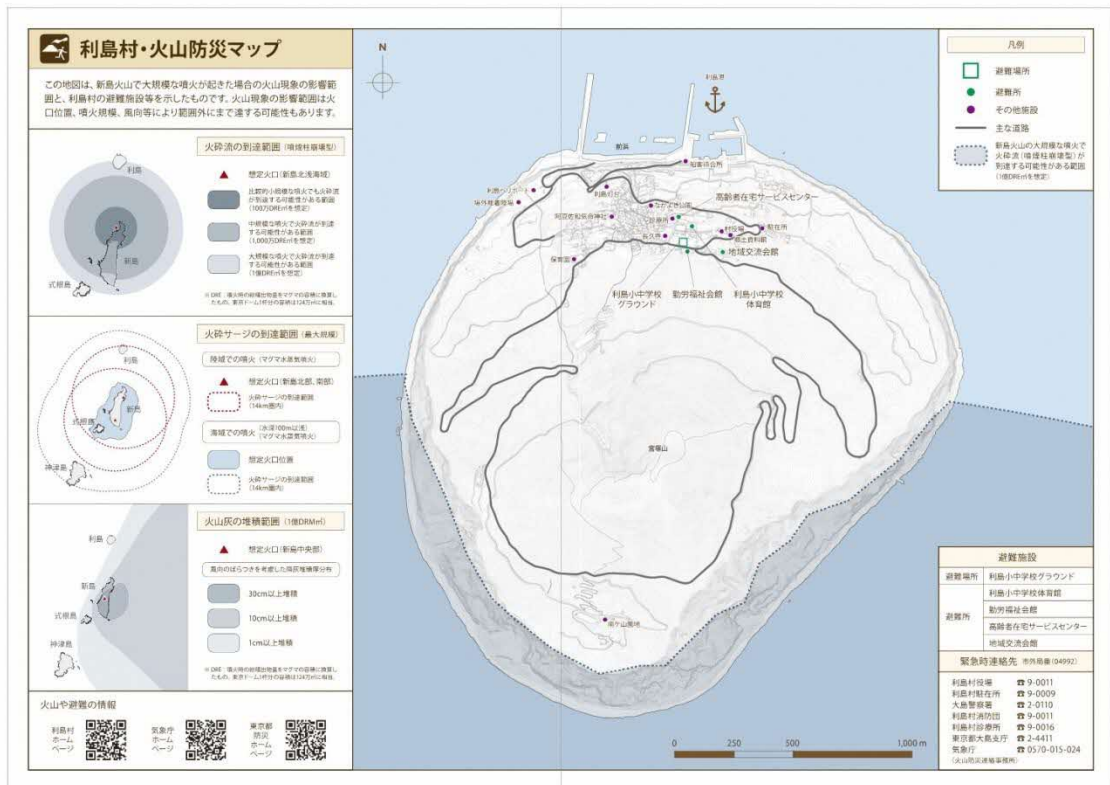
- 本村の火山は、他の伊豆諸島に比べ噴火の頻度が低い状況ですが、噴火した場合には甚大な被害が想定され、避難等の対応に向け検討する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 新島火山避難計画等に基づき、火砕流が発生し、本村に影響がある場合の避難対応を準備します。
- 関係機関等の観測体制の強化等により、噴火兆候の早期把握に努めます。
- 軽石漂着による航路障害の対策として、都と協力し、オイルフェンスの設置等を準備します。

【主要事業】

- ・伊豆諸島6火山防災協議会への参画
- ・島外への広域避難計画の検討



2. 迅速な救助・救急、医療及び避難生活の環境確保

2-1(1) 生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

① 非常用備蓄の促進

【脆弱性の評価】

- 家庭及び事業所に対し、7日間程度の食料等の備蓄、ローリングストックを呼びかける必要があります。
- 個人で備蓄することが困難な物資や、災害時に必要な物資の備蓄拡充に努めるとともに、応援協定の締結を促進するなど対策を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 家庭及び事業所での食料・飲料水・生活必需品・ポータブル燃料等の備蓄を図るため働きかけを強化します。
- 村は、避難所の避難者及び避難所外避難者に食料・飲料水・生活必需品等を提供するため、公的備蓄を充実します。
- 災害時において不足する物資の確保のため、自治体間、民間企業、団体等との連携強化により調達体制の整備等を図ります。



防災備蓄倉庫

② 救援物資受入体制の整備

【脆弱性の評価】

- 島外から支援物資の受入体制等を定める受援計画の検証が必要です。また、災害時の相互応援協定等に基づく実効性の向上を図る必要があります。
- 支援物資の輸送に関し、民間企業や各種団体等との応援協定の締結を進める必要があります。
- 支援物資のプッシュ方式の輸送に対応し、指定避難所への物資輸送について、ラストマイルの搬送計画についても検討しておく必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 島外から支援物資を受け入れる輸送ルートの確保、物資拠点の確保に努めるとともに、受援計画等を策定します。
- 協定を締結している企業等については、定期的に情報交換や連絡窓口の確認等を行うなど連携体制の維持・強化を図ります。

③ 緊急輸送道路などの災害対応力の強化

【脆弱性の評価】

- 基幹道路の更なる整備、補完する村道や林道も含め引き続き防災対策を推進する必要があります。
- 島外から物資を受け入れる際の拠点となる港湾・漁港等の耐震・耐波性能等の強化、臨時ヘリポートの管理維持等を進める必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 都と連携し、港湾施設の耐震化等の推進、ヘリポートの適切な管理を行うとともに、島外と結ぶ海路、空路の充実を関係機関に要請します。
- 都と連携し、道路の計画的な整備、維持管理などにより災害に強い道路ネットワークの構築を図ります。
- 村道、林道等については、法面等の整備、狹隘道路の拡幅や線形改良、舗装など整備・改良、村道枝除伐に努めます。

④ エネルギーの確保

【脆弱性の評価】

- 災害時におけるエネルギー供給体制の整備を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 停電時に備えた防災拠点施設の自家発電設備の整備を図ります。
- 燃料供給については、SS [サービスステーション]の自家発電設備の導入への支援、国・都と連携し、石油関係団体をはじめとした関係団体等と連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進めます。

⑤ 応急給水体制の構築

【脆弱性の評価】

- 大規模災害時の応急給水体制の整備を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 消火栓に接続可能な応急給水用資機材の確保を進めます。
- 非常用飲料水の確保や応急復旧用資機材の整備、都や他自治体への応援協力要請を含む復旧応援体制の強化を進めます。

【主要事業】

- ・ 受援計画等の策定
- ・ 耐震強化岸壁（緊急物資輸送対応施設）の整備
- ・ 防災拠点施設の自家発電設備の整備
- ・ ヘリポート施設の改修・修繕
- ・ 緊急時離着陸場（現ヘリポート西側）の整備

2-1(2) 長期にわたる孤立の発生

① 道路や港湾等における防災性の向上

【脆弱性の評価】

- 道路通行や航路の確保に向け、道路や港湾等における防災対策を進める必要があります。
- 孤立を迅速に解消するため、都等と連携し、道路や航路等の早期啓開体制を整備する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 基幹道路の耐震化や土砂災害防止対策、孤立する可能性のあるエリアに通じる道路防災危険個所の対策、農道等も含めた代替ルートを確保します。
- 孤立を迅速に解消するため、都、建設会社等と連携し、道路の早期啓開体制の整備に努めます。

② 孤立対策の充実（総務課）

【脆弱性の評価】

- 大規模災害による孤立に備え、衛星携帯電話など通信手段を確保するとともに、避難所等に必要な資機材・食料等の分散備蓄を進める必要があります。
- 孤立が長期化した場合の島外避難について、都等関係機関と検討する必要があります。
- 空からの救出・救助や物資の輸送等を行う消防防災ヘリコプターの活用、ヘリコプター離着陸場の整備、船舶による緊急輸送に係る環境整備を促進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 大規模災害による孤立に備え、通信サービスの充実、衛星携帯電話、非常通信用回線など災害時に大きな干渉を受けない通信設備の配備を促進します。
- 長期にわたる孤立対策として、指定避難所等に資機材・食料、生活必需品等の分散備蓄を進めます。また、指定避難所への省電力機器や自家発電機器の導入及び燃料の備蓄・確保に努めます。
- 平時より空輸可能エリア等の把握に努めます。また、ヘリコプターや海路からの物資の輸送方法、島外への集団避難の体制を検討します。

【主要事業】

- ・ 都道の計画的な維持補修、整備（ヘリポート線の整備）（再掲）
- ・ 村道の計画的な維持補修、整備（本棧橋と泊地をつなぐ港湾道路の整備）（再掲）
- ・ 防波堤(北)の整備（再掲）
- ・ 静穏な漁船係留所（泊地）確保のための越波を防ぐ消波又は護岸壁の整備（再掲）
- ・ 船揚場、物揚場の拡充（再掲）
- ・ ヘリポート施設の改修・修繕（再掲）

- ・緊急時離着陸場（現ヘリポート西側）の整備（再掲）
- ・島外への広域避難計画の検討（再掲）

2- (3) 消防等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足

① 救助・救急機関等との連携の強化

【脆弱性の評価】

- 大規模災害時に救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防、海保等との、平時から連携を密にして情報共有等を行い、災害対応能力を向上させる必要があります。
- 全国から派遣される救助機関等の受入手順等について、国や都、関係機関等と連携した訓練等を行うなど受援体制の強化を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 警察、消防、自衛隊や海保のほか、警察災害派遣隊や緊急消防援助隊、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）など各機関等の派遣要請の迅速化、応援部隊の受け入れ、東京消防庁応援協定等を踏まえた広域受援体制を整備します。
- 各機関の受入手順や体制等を定める受援計画を策定するとともに、連携を強化するための各種訓練を実施します。

② 消防力の充実

【脆弱性の評価】

- 救出・救助活動の中心となる消防団の体制強化等を図るほか、消防施設の耐震化を進めるとともに、災害対策用の資機材や情報通信基盤の充実を図る必要があります。
- 大規模災害時の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は自治会等が大きな役割を果たすため、防災活動の活性化、地域防災リーダーの育成等に努める必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 消防団への加入の働き掛けにより消防団の定員確保を図るとともに、施設の耐震化、災害対策用の装備資器材の整備と消防訓練の充実に努めます。
- 大規模災害時の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等のため、自治会の防災活動の活性化や救命講習等の開催、地域防災リーダーの養成・活用など、地域の防災力の向上に努めます。

【主要事業】

- ・防火水槽、消火栓等の整備、雨水（カメやタメ）・自然水利の活用（再掲）
- ・消防車両、小型動力ポンプ、携帯用無線機等の更新や新たな設備導入（再掲）
- ・消防車無償貸し付け事業の活用（再掲）
- ・都 消防訓練所が実施する教育訓練（救急科、救助科等）への参加（再掲）
- ・受援計画等の策定（再掲）

2-4) 帰宅困難者の発生・混乱

① 観光客・帰宅困難者への対策

【脆弱性の評価】

- 災害時には観光客や来訪者が帰宅困難になる可能性があるため、帰宅困難者の滞在所や備蓄の確保、適切な情報提供や支援を行う必要があります。
- 帰宅するために必要な交通インフラを早期稼働するため、港湾やヘリポート等の早期復旧体制を整備する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 帰宅困難者の一時滞在所となる避難所などの公共施設、宿泊施設等と連携した受入スペースの確保を図るとともに、毛布、食料、医薬品等備蓄品や発電機など防災資器材等の確保、情報提供体制を整備します。
- 事業所・工事関係者等に対し、来訪者等が帰宅困難になる場合を想定し、その場に留まれるよう緊急物資備蓄の促進、業務継続計画（BCP）策定を促します。
- 交通インフラを早期に稼働するため、関係機関や事業者等と連携し、港湾やヘリポート等の早期復旧や代替輸送の確保に努めます。

【主要事業】

- ・防波堤(北)の整備（再掲）
- ・ヘリポート施設の改修・修繕（再掲）
- ・緊急時離着陸場（現ヘリポート西側）の整備（再掲）
- ・島外への広域避難計画の検討（再掲）
- ・観光推進組織の設立
- ・交流拠点の整備

2-5) 医療・保健・福祉機能の麻痺

① 医療機関の稼働対策や重傷者の広域搬送

【脆弱性の評価】

- 利島村国民健康保険診療所の災害時のエネルギー供給や医薬品・医療資機材の供給・調達など稼働対策を強化していく必要があります。
- 大規模な災害時において、負傷者への応急処置・治療など、適切な医療の提供について検討する必要があります。
- 重症患者の広域搬送等を搬送手段の運用の検討、災害派遣医療チームDMAT等の受け入れを円滑に行う必要があります。
- 災害時に医療支援が必要な難病患者等に対して迅速な対応ができるよう、支援体制の強化を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 診療所の非常用電源設備の整備のほか、医療設備の耐震化、医療機器の更新、水道・エネルギー等の応急供給体制の強化、医薬品の備蓄など稼働対策を進めます。
- 都など関係機関との連携のうえ、都災害時医療救護活動ガイドライン等に沿い医療救護体制の整備を進めます。また、都立広尾病院等と連携した画像電送システムによる診療支援、東京消防庁や自衛隊のヘリコプターによる緊急患者搬送体制を確保します。
- 災害派遣医療チーム DMAT・災害派遣精神医療チーム DPAT の受け入れを円滑に行うため、広域災害救急医療情報システム EMIS の運用体制、受入体制を強化します。

② 保健衛生活動や福祉支援体制の強化

【脆弱性の評価】

- 大規模災害に備え、保健・福祉施設等における、施設耐震化や水道・エネルギー等の応急供給体制の強化が必要です。
- 災害時においても「利島村高齢者在宅サービスセンターデイホームさくゆり」「利島村立利島保育園」におけるサービスの継続実施・再開に向けた体制の整備が必要です。

【強靱化の推進方針】

- 施設等の耐震化、利用者等の緊急保護をはじめ、サービスの継続に必要な食料、資機材等の備蓄、自家発電設備の設置や稼働時間の延長等に努めるほか、水道、エネルギー等の応急供給体制の強化など稼働対策を進めます。
- 安全な活動拠点（居場所）として、学童保育、子供家庭支援センター、保健相談室、障害者福祉作業所等の様々な機能を有する施設（健康子供センター（仮称））の整備について検討を進めます。
- 介護保険サービス、保育サービスなどの早期の再開に向け事業継続体制の整備を支援します。
- 都による災害派遣福祉チームの受入、災害時に不足する人材の確保など災害時の福祉支援体制の強化を図ります。

③ 避難所の運営体制の充実

【脆弱性の評価】

- 避難所における、要配慮者をはじめ、ペットの受入等について、発災時にスムーズに対応できるよう避難所運営マニュアルの作成を進める必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 国の「避難所運営ガイドライン」を参考に、施設管理者、自治会と協力し、地域の実情に合ったマニュアルを整備します。
- 避難所での段ボールベッドやパーテーション等の用意、授乳スペースの確保や簡易テントの準備などプライバシーの確保、熱中症や寒さ対策などを進めます。
- 国の「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」

を参考に、マスク・消毒液・防護服、パーテーション等の資機材の備蓄など感染症の発生・まん延防止体制を整備します。

- 要配慮者の避難先となる福祉避難所を確保するとともに、施設等管理者や関係団体と連携した設置運営訓練等により実施体制の充実を図ります。
- 医療、保健、福祉の資格保持者の登録をはじめ、社会福祉協議会等と連携したボランティア活動の支援などを進めます。

④ 感染症のまん延防止に向けた体制の整備

【脆弱性の評価】

- 大規模災害時における疫病・感染症の発生・まん延を防ぐため、都と協力し感染症のサーベイランス体制を整備する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 「都災害時保健活動ガイドライン」を活用し、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、都と連携し、災害時健康危機管理支援チーム DHEAT の受援体制を構築します。
- 平時からの予防接種の接種率向上を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症療養者一時退避施設（利島村テンプルリーハウス）の稼働対策を進めます。

⑤ 広域火葬体制の構築

【脆弱性の評価】

- 広域火葬の支援体制の強化を進める必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 大規模災害によって発生した遺体が速やかに火葬できない事態に備え、安置場所の確保や都と連携した広域火葬体制の強化を進めます。

【重要業績指標（KPI）】

指 標	基準年（R3）	目標年
避難所運営マニュアルの作成	未作成	令和 5 年作成

【主要事業】

- ・ ヘリポート施設の改修・修繕（再掲）
- ・ 緊急時離着陸場（現ヘリポート西側）の整備（再掲）
- ・ 健康子供センター（仮称）の早期整備
- ・ 避難所開設訓練
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練

3. 行政機能の確保

3-1(1) 行政職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下

① 業務継続計画（BCP）の推進

【脆弱性の評価】

- 大規模災害発生時においても行政機能を維持する必要があるため、村業務継続計画（BCP）を策定し、継続的な見直しを行う必要があります。
- 重要機関に対して、業務継続計画（BCP）の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時の早期稼働を促進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 村業務継続計画（BCP）の実効性を高めるため、大規模災害の知見、組織改定、関係機関・事業者との連携強化、防災訓練の実施などを踏まえ改定を行います。
- 都と協力し福祉施設など重要防災施設の業務継続計画（BCP）策定を働きかけます。

② 災害対策本部の機能強化

【脆弱性の評価】

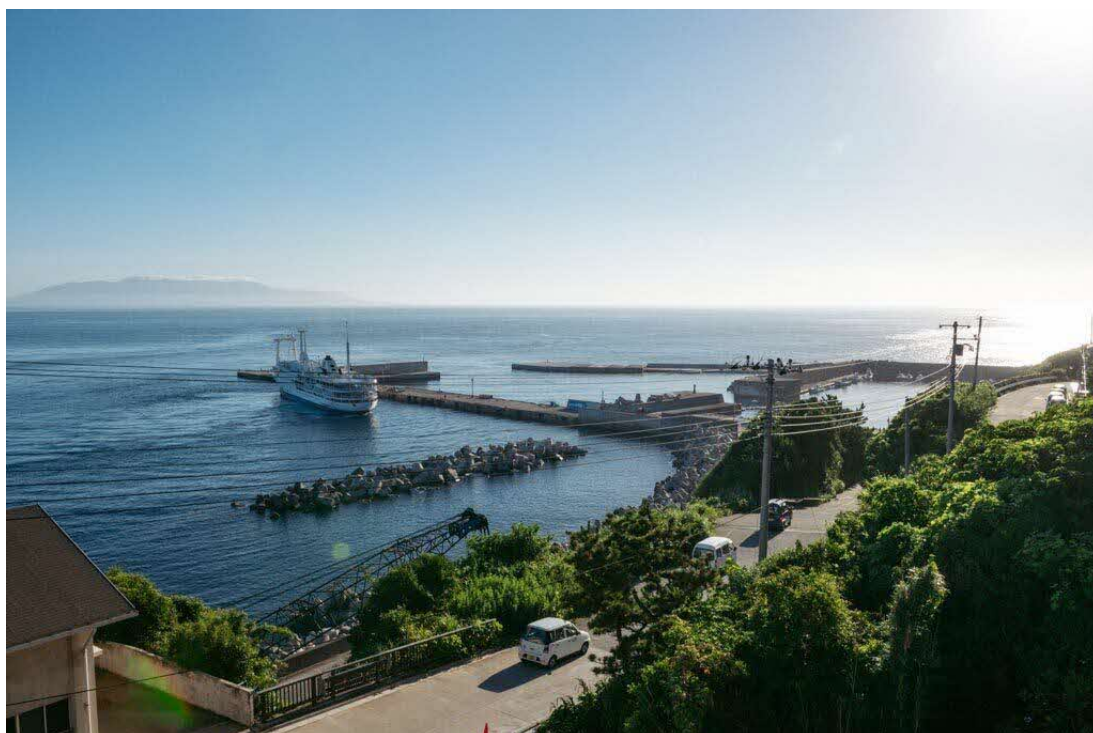
- 都地域防災計画の改定に合わせ、村地域防災計画を改定するとともに、各種マニュアルの作成など、更に体制強化を図る必要があります。
- 庁舎等が被災により使用できない場合の代替施設の確保、自家発電設備、燃料等ライフラインの確保対策、職員用食料等の備蓄等を進める必要があります。
- 大規模災害時に、迅速な情報収集・伝達を行う都災害情報システム（DIS）等の活用を図るとともに、重要情報の損失回避対策を行う必要があります。
- 職員の被災に対応するため、国や都、他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 村地域防災計画の改定、避難指示等の判断・伝達マニュアルなど各種災害対応マニュアルの更新を推進します。
- 庁舎等の耐震化など防災対策を推進するとともに、非常用電源や再生可能エネルギーの導入を進めます。また、必要な資機材、職員用食料等の備蓄など執務環境の整備に努めるとともに、庁舎機能低下に伴う本部等移転先の複数検討を行います。
- 災害情報システム等の活用を図るとともに、基幹システムのクラウド化や AI 等新技術の導入等を進めます。
- 都への職員派遣要請や応援協定締結自治体への応援要請など、都、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画の策定・受援体制の確立を進めます。

【主要事業】

- 避難指示等の判断・伝達マニュアルなど各種災害対応マニュアルの更新
- 村役場の非構造部材の耐震化、建替えの促進（再掲）
- 受援計画等の策定（再掲）
- 基幹システムのクラウド化
- 「再生可能エネルギーを活用した自立・幸福アイランド計画」の推進



4. 情報通信・情報サービスの確保

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの機能停止

① 防災拠点施設等における停電対策

【脆弱性の評価】

- 電力の供給停止に備え、防災拠点施設において、災害時における情報通信基盤の機能維持に努める必要があります。
- 災害時に迅速に救助や復旧活動等が行えるよう、情報通信施設の防災対策を進める必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 防災拠点施設において、災害時における情報通信基盤の機能維持に必要な非常用電源の整備、発電容量の適量化、省電力機器の導入を進めるとともに、事業者との連携により燃料を確保します。
- 迅速に救助や復旧活動等が行えるよう、村、関係機関や事業者も含め、情報通信施設（中継局等も含む）の耐震化や回線の多重化等の防災対策を進めます。

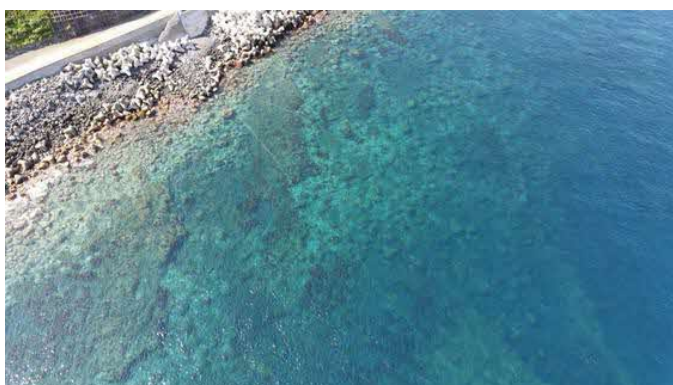
② 放送・通信事業者との連携強化

【脆弱性の評価】

- 大規模災害に備え、平時から通信事業者と情報共有や手順の確認等を行うとともに、連携強化に努める必要があります。
- テレビ・ラジオ放送等が災害時に中断・停止しないよう、放送事業者は、中継局等も含めた施設の耐震化や設備の多重化等の防災対策を推進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 平時から通信事業者と情報共有や手順の確認等を行うなど連携強化に努めます。また、移動電源車、可搬型基地局、車載型移動基地の配備を要請します。
- 超高速ブロードバンドの海底光ファイバーケーブル、基地局、島内の光ファイバーの防災対策を要請します。



海底ケーブル

【主要事業】

- ・「再生可能エネルギーを活用した自立・幸福アイランド計画」の推進（再掲）

4-（2）情報サービスの機能停止による避難行動や救助・支援の遅れ

① 災害関連情報の伝達手段の多様化

【脆弱性の評価】

- 村防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機、タブレット（IP告知端末））をはじめ、緊急速報メール、ホームページ、SNS、サイレン、広報車等の活用を進めるとともに、情報伝達手段の多様化、確実性を高める必要があります。
- 災害時における通信規制及び電話回線の損傷、停電等に備え、無線を基本とした衛星携帯電話等による情報伝達体制、災害時のリアルタイム情報の確保を進める必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、緊急速報メール、SNSなど伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討します。（再掲）
- 国や市町村、関係機関等と、迅速な情報収集・伝達を行うため、都災害情報システムを運用するなど情報収集・共有の強化を図ります。
- 防災拠点において、必要な情報を入手できるよう、デジタルサイネージ、Free Wi-Fiスポットの設置等を進めます。
- SNS等の活用による救助要請などの早期取得、現地状況を把握するドローンの運用、ライブカメラなどリアルタイム情報収集に向けた取り組みを進めます。
- 「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」に基づき、多言語化や視覚化、障害のある人に便利なアプリや機器の導入など要配慮者への災害情報の提供に努めます。

② 適切な避難行動の呼びかけ

【脆弱性の評価】

- 災害発生のおそれがある場合、空振りをおそれず、避難指示等を発令する必要があります。
- 住民一人ひとりが、災害関連情報を正しく理解し、適切な避難行動をとることができるようにする必要があります。
- 台風など発生前から予測できる災害に対し、避難等の防災対応を行うため、あらかじめ時系列で整理した「タイムライン（防災行動計画）」の普及が必要です。

【強靱化の推進方針】

- 適切に避難指示等を発令できるよう、手順等を取りまとめたマニュアルの作成や、確

実に住民に伝達できる手段の確保を行います。

- 大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動がとれるよう、各種の避難訓練など実践的な訓練を推進します。
- 防災関係機関はもとより、住民や事業者においても、「マイ・タイムライン（防災行動計画）」の普及に取り組みます。

③ 災害時要配慮者対策

【脆弱性の評価】

- 高齢者、障害者など要配慮者の避難を支援できるよう共助・公助による避難支援体制の整備が必要です。
- 介護保険施設や放課後学童クラブの利用者、保育園、小中学校などにおける園児、児童・生徒の保護、避難支援体制の整備が必要です。

【強靱化の推進方針】

- 高齢者緊急通報システム事業を推進します。また、避難行動要支援者名簿及び個別計画の更新を行うとともに、民生・児童委員、自治会など避難支援等関係者と協力し、避難支援体制の整備、見守り活動の充実に努めます。
- 園児、児童・生徒が在籍（園）時に災害が発生した場合を想定し、避難計画を作成・見直すとともに、一時保護や引き取り、通学路の安全性等の把握などができるよう体制の整備を図ります。また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を支援します。

【重要業績指標（KPI）】

指 標	基準年（R3）	目標年（R8）
デジタルサイネージ設置数	5 か所	5 か所
Free Wi-Fi スポットの設置数	6 か所	6 か所

【主要事業】

- ・ 避難指示等の判断・伝達マニュアルなど各種災害対応マニュアルの更新（再掲）
- ・ 高齢者緊急通報システム事業の推進
- ・ 避難行動要支援者名簿及び個別計画の更新
- ・ 要配慮者利用施設（学校、診療所、保育園等）の避難確保計画の作成（再掲）

5. 経済活動の機能維持

5-1(1) サプライチェーンの寸断や施設等の被災等による経済活動の低下

① サプライチェーンの寸断対策、産業施設等の被災対策

【脆弱性の評価】

- 大規模災害発生時におけるサプライチェーンを確保するため、事業者や農業協同組合・漁業協同組合は、被害や生産力の低下を抑える業務継続、防災対策を促進に努める必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 事業者や農業協同組合・漁業協同組合における主体的な業務継続計画（BCP）策定を促進するため、都と協力し普及啓発を図ります。
- 製油センター、漁業振興施設など各種生産施設の防災対策の推進、事業継続体制の確立に向けた支援を行います。

② エネルギー供給体制の確保

【脆弱性の評価】

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各事業者の防災業務計画に基づく迅速な復旧体制を構築、施設や設備等の耐震化等の対策を進めるほか、平時から連携体制を強化する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 東京電力パワーグリッド（株）において、火力発電施設や設備等の耐震化や燃料備蓄を進めるほか、村の再生エネルギーの導入等に向けた連携体制を強化します。
- 燃料供給については、SS [サービスステーション] の自家発電設備の導入への支援、国・都と連携し、石油関係団体をはじめとした関係団体等と連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進めます。（再掲）

③ 交通ネットワークの機能停止対策

【脆弱性の評価】

- 大規模災害により、道路、海上輸送路等の交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や都、関係機関等と連携し、代替ルートの検討や施設の耐震化等の防災対策を推進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 都と連携し、基幹的な道路や港湾施設



新栈橋

など交通ネットワークの防災対策や迂回路の確保、道路等の早期啓開体制を整備します。

- 都と連携し、港湾・漁港施設等の耐地震・耐津波性能を向上させ、南海トラフ巨大地震等の地震・津波に対して人命を守り、被害を小さくするほか、発災後の復旧活動等に必要な緊急輸送に資する岸壁等の整備に努めます。

【主要事業】

- ・「再生可能エネルギーを活用した自立・幸福アイランド計画」の推進（再掲）
- ・都道の計画的な維持補修、整備（ヘリポート線の整備）（再掲）
- ・村道の計画的な維持補修、整備（本棧橋と泊地をつなぐ港湾道路の整備）（再掲）
- ・林道宮沢線の改良（法面改修等）（再掲）
- ・防波堤(北)の整備（再掲）
- ・静穏な漁船係留所（泊地）確保のための越波を防ぐ消波又は護岸壁の整備（再掲）
- ・本棧橋と泊地をつなぐ港湾道路の整備（再掲）
- ・船揚場、物揚場の拡充（再掲）
- ・耐震強化岸壁（緊急物資輸送対応施設）の整備（再掲）

5-1(2) 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下

① 食料等の供給体制の確保

【脆弱性の評価】

- 大規模災害時に、食料等の安定供給を図るため、関係団体等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進める必要があります。
- 農林水産業の被害を最小限に抑え、速やかに被災農地や漁港等を復旧し、事業を再開する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 大規模災害時の食料等の安定供給を図るため、農業協同組合や漁業協同組合等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進めます。
- 大規模災害時に、農林水産業の被害を最小限に抑え、速やかに被災農地等を復旧し、事業を再開するため、農林水産業版の業務継続計画の策定を検討します。
- 食品産業事業者、農業協同組合、漁業協同組合、小売店等との連携・協力により食料等の供給体制の確保対策を進めます。

② 物流機能等の維持・早期再開

【脆弱性の評価】

- 大規模災害時に備え、村と都や関係団体等との間で締結している協定に基づき、災害時に円滑に緊急輸送等が実施できるよう取り組みを推進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 大規模災害時における人や物資等の緊急輸送に備え、支援活動が実施できるよう情報共有に努めるなど、実効性を高めるための取り組みを推進します。また、物資輸送拠点や輸送手段の確保に向け新たな協定締結の検討を進めます。
- 物資の輸送ルート及び被災時の代替えルートを確保するため、国や都、建設事業者等と連携し、道路等の早期啓開体制を整備します。さらに、都と連携し、道路、港湾・漁港施設等の耐震対策や長寿命化により、インフラの被害軽減を図ります。

【主要事業】

- ・ 食料自給率の向上
- ・ 観光推進組織の設立（再掲）
- ・ 交流拠点の整備（再掲）
- ・ 防波堤(北)の整備（再掲）
- ・ 静穏な漁船係留所（泊地）確保のための越波を防ぐ消波又は護岸壁の整備（再掲）
- ・ 船揚場、物揚場の拡充（再掲）
- ・ 漁業振興事業補助金の交付
- ・ 豊かな漁場づくりに向けた生産基盤の整備



6. ライフライン、交通等の早期復旧

6-1(1) ライフラインの長期間にわたる機能停止

① ライフラインの防災対策の推進

【脆弱性の評価】

- 大規模災害による電力、通信、上水道、LP ガスなどのライフラインの長期停止は、社会生活全般に多大の機能低下をもたらすことから、事業者等は、施設や設備の耐震化や老朽化対策等の促進、復旧体制の充実を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 電力、通信、上水道、LP ガスなどの各ライフラインを所管する機関や事業者は、施設や設備の耐震化や老朽化対策等を促進するとともに、迅速な復旧を図るため、業務継続計画（BCP）の見直しや非常用電源の配備、燃料確保、資機材や人員の確保等の体制構築を要請します。
- 迅速な復旧・復興のため、各ライフライン事業者は平時から連絡会議等を通じ情報共有や意見交換を行うなど連携体制の強化を要請します。

② ZEI&RES -Toshima 体制への移行

【脆弱性の評価】

- 停電・燃料供給途絶時に備え、防災拠点施設の自家発電設備の整備、自立・分散型エネルギーの導入を図るとともに、併せて再生可能エネルギー利用の事業化による CO² 排出ゼロ化を推進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 災害発生時において長期停電の影響を回避するため、家庭や事業所、防災拠点施設所の自家発電やコージェネレーション設備等の普及促進を図ります。
- 多様なエネルギー供給源の確保を図るために太陽光・バイオマス等の自立分散型エネルギーの導入の促進などを進めます。
- 「再生可能エネルギーを活用した自立・幸福アイランド計画」に基づき、太陽光・風力発電（蓄電池含）の導入、バイオ燃料供給サイクルを推進し、ZEI & RES 体制に漸次移行します。
(ZEI: zero emission island , RES: renewable energy supply)



郷土資料館の屋上ソーラーパネル

- 電力、給湯や空調に要する熱を賅うエコハウスの実証実験を促進します。
- 電気自動車に充電をするステーションの設置を推進します。
- 太陽光・風力発電を用いた高効率発電システム、既存の火力発電を併用する運転制御システムの開発及び協力体制の構築を促進します。

③ 上水道供給の推進

【脆弱性の評価】

- 異常渇水を含め長期断水を防ぐため、簡易水道施設の耐震化や老朽化対策を推進するとともに、多様な水源利用の促進、節水方法などの啓発活動を進める必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 水道の長期間にわたる供給停止を防ぐために、基幹管路や配水池の耐震化及び老朽化対策、急速ろ過施設、海水淡水化施設・ポンプ、給配水管等の更新を進めます。また、緊急遮断弁の設置、海水淡水化施設等の非常用発電機が稼働するよう燃料の確保、太陽光・風力発電（蓄電池含）の導入に努めます。
- 節水意識の高揚に努めるとともに、節水機器等の普及などにより、節水型社会づくりを推進します。

④ 生活排水処理施設等の防災対策の推進

【脆弱性の評価】

- 汚泥再生処理センターや合併処理浄化の維持管理と非常用設備の整備などを行う必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 一般廃棄物処理基本計画「生活排水処理基本計画」に基づき、合併処理浄化槽の計画的な更新と適正な維持管理を行うとともに、汚泥再生処理センターの停電対策等の防災対策を推進します。

【主要事業】

- ・「再生可能エネルギーを活用した自立・幸福アイランド計画」の推進（再掲）
- ・避難所、浄水場等の公共施設への再生可能エネルギーの順次導入
- ・「完全自立エネルギー型」住宅の実証実験
- ・電気自動車の普及
- ・給配水管の更新
- ・海水淡水化施設急速ろ過施設等の更新
- ・新たな井戸の掘削や太陽光エネルギー活用等
- ・個別排水処理施設整備事業による合併処理浄化槽の整備

6-(2) 交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

① 交通ネットワークの整備促進

【脆弱性の評価】

- 大規模災害により、道路、海上輸送路等の交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や都、関係機関等と連携し、代替ルートの検討や施設の耐震化等の防災対策を推進する必要があります。(再掲)

【強靱化の推進方針】

- 都と連携し、基幹的な道路や港湾施設など交通ネットワークの防災対策や迂回路の確保、道路等の早期啓開体制を整備します。(再掲)
- 道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽度なうちの修繕など計画的な老朽化対策を要請します。
- 都と連携し、港湾・漁港施設等の耐地震・耐津波性能を向上させ、南海トラフ巨大地震等の地震・津波に対して人命を守り、被害を小さくするほか、発災後の復旧活動等に必要となる緊急輸送に資する岸壁等の整備に努めます。(再掲)
- 港湾・漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化対策を要請します。

【主要事業】

- ・ 都道の計画的な維持補修、整備（ハリポート線の整備）(再掲)
- ・ 村道の計画的な維持補修、整備（本棧橋と泊地をつなぐ港湾道路の整備）(再掲)
- ・ 林道宮沢線の改良（法面改修等）(再掲)
- ・ 防波堤(北)の整備（再掲）
- ・ 静穏な漁船係留所（泊地）確保のための越波を防ぐ消波又は護岸壁の整備（再掲）
- ・ 本棧橋と泊地をつなぐ港湾道路の整備（再掲）
- ・ 船揚場、物揚場の拡充（再掲）
- ・ 耐震強化岸壁（緊急物資輸送対応施設）の整備（再掲）
- ・ ハリポート施設の改修・修繕（再掲）
- ・ 緊急時離着陸場（現ハリポート西側）の整備（再掲）

7. 二次災害・複合災害の抑制

7-1(1) 複合災害等の大規模な二次災害の発生

① 住宅地での延焼防止対策

【脆弱性の評価】

- 緊急車両の通行障害の解消や火災延焼を防止する、安全な集落の形成を図る必要があります。
- 木造住宅の防火対策や火災報知器の設置促進、空き家の増加を抑えるなど、火災予防のための取り組みを進める必要があります。
- 同時に発生することが想定される地震火災に迅速に対応するため、消防体制、消防水利等を強化する必要があります。
- 災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る必要があります。また、消防団、自治会の充実強化など、ハード・ソフト対策を組み合わせる必要があり、横断的に進める必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 感震ブレーカーや消火器の普及促進など家庭における出火防止対策、自治会での消火訓練などを推進します。
- 同時多発火災に対応するため、消防施設の耐震化や資機材の充実、耐震性貯水槽の整備促進、消防団員の確保等の対策を進めます。
- 地震や津波によるLPガス等の放出による延焼を防止するため、事業者へガス放出防止装置等の設置を要請します。

② 海上・臨海部の複合災害対策

【脆弱性の評価】

- 災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練の実施や装備資機材等の機能向上を図る必要があります。
- 危険物等の貯蔵施設の被災は、甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 危険物を取り扱う施設について、施設の耐震化を要請します。また、各種災害対応の事前計画の策定や災害情報を迅速に伝達する体制を構築します。

③ 建物倒壊等による交通麻痺対策

【脆弱性の評価】

- 道路等の閉塞を防止するため、沿道建築物の所有者等に対し、耐震化の必要性について周知を図ります。

- 道路啓開に必要な装備資機材の充実や、情報収集・共有等の体制整備を進める必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 建物の倒壊等により道路が閉塞することがないように、沿道建築物の所有者等に対し、耐震改修促進法に基づく啓発を行います。また、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新を促進します。
- 道路に面する建物やブロック塀等の耐震化対策、看板やガラス等の飛散・落下対策を働きかけます。
- 道路啓開に必要な装備資機材の充実や、情報収集・共有等の体制整備を進めます。

【主要事業】

- ・ 無電柱化計画推進(再掲)
- ・ 石垣及びブロック塀の改修・撤去（再掲）
- ・ 耐震診断、耐震改修、家具転倒防止器具の助成（再掲）
- ・ 防火水槽、消火栓等の整備、雨水（カメやタメ）・自然水利の活用（再掲）
- ・ 消防車両、小型動力ポンプ、携帯用無線機等の更新や新たな設備導入（再掲）
- ・ 消防車無償貸し付け事業の活用（再掲）
- ・ 都 消防訓練所が実施する教育訓練（救急科、救助科等）への参加（再掲）

7-1(2) 深層崩壊等による多数の死傷者の発生

① 山地等の防災対策

【脆弱性の評価】

- 大規模地震等による深層崩壊等が発生等、二次災害の発生を防止する避難情報を提供する体制を整備する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 大規模地震や集中豪雨により深層崩壊や地滑り等が発生する可能性がある場合、二次災害の発生を防止するため、関係機関と連携し迅速に避難情報を提供する体制を整備します。

【主要事業】

- ・ 避難指示等の判断・伝達マニュアルなど各種災害対応マニュアルの更新（再掲）
- ・ 島外への広域避難計画の検討（再掲）

7-(3) 農地、森林等の荒廃

① 農地や農業用施設等の適切な保全管理

【脆弱性の評価】

- 農地・農業施設等の適切な保全管理や防災・復旧活動の体制整備を推進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 耕作放棄地の対策及び担い手不足の解消に向けた施策を進め、農地・農業のもつ防災、環境・生態系の保全、景観形成、文化伝承など多面的機能の保全を図ります。
- 農地の保水や土壌流出などの保全機能の維持を図るため、農業用施設の長寿命化を進めます。

② 森林が有する多面的機能の維持

【脆弱性の評価】

- 森林の荒廃等により、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な森林整備や効果的な山地防災対策を進める必要があります。
- 森林が有する多面的機能を維持するため、森林保全活動や環境教育を推進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、水源涵養等）を維持する健全な森づくりを推進し、森林荒廃による土砂の流出や表層崩壊等を防止する治山事業などを進めます。
- 地域に根差した植生の活用等、自然と共生した森づくりや森林保全活動・環境教育を推進します。

【主要事業】

- ・ 産業用モノレール（モノラック）の整備
- ・ 優良苗木の育成、樅樹の更新事業推進
- ・ 樅油製油センターの計画的な設備更新
- ・ トビモンオオエダシャク対策、野ネズミ対策
- ・ 農業振興事業補助、明日葉栽培用地整備事業補助、パイプネットハウス貸付
- ・ 山村・離島振興施設補助事業等の活用
- ・ 治山事業の推進
- ・ 食料自給率の向上（再掲）

8. 強靱な姿で復興する条件の整備

8-1(1) 災害廃棄物処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

① 実効性のある災害廃棄物処理体制の構築

【脆弱性の評価】

- 災害廃棄物発生量の推計、仮置場の確保、処理方法等について事前に具体化するなど、災害廃棄物処理体制の構築に取り組む必要があります。
- 災害廃棄物には、大量のガレキ・土砂等が発生することが予測されるため、広域支援体制の構築が必要です。

【強靱化の推進方針】

- 災害廃棄物処理基本計画の策定、仮置き場の確保など災害時に早急に受け入れできる体制を整備します。
- 都、大島一般廃棄物管理型最終処分場、処理事業者等と連携し、災害廃棄物処理の広域協力体制の構築を図ります。
- 現在利用している清掃センター、リサイクルステーション、焼根山安定型最終処分場の適切な維持管理に努めるとともに、新たな焼却施設の建設を推進します。また、廃棄物処理施設については、燃料の備蓄など災害対策を推進します。

【主要事業】

- ・ 焼却施設の建設
- ・ 焼根山安定型最終処分場の維持管理

8-1(2) 人材不足、地域コミュニティの崩壊等による復興の大幅な遅れ

① 復旧・復興を担う人材等の確保

【脆弱性の評価】

- 大規模災害時における道路啓開等の復旧・復興を迅速に行うためには、建設業者の協力体制が必要です。
- 職員・施設等の被災による行政機能の低下を回避するため、都や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要があります。
- 社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、ボランティアの育成や災害ボランティア受入体制を整備する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 大規模災害時における道路啓開等の復旧・復興を迅速に行うため、建設事業者との協力体制の実効性を高めます。
- 村の職員・施設等の被災を回避するため、職員への被災防止研修の実施をはじめ、他

自治体からの支援を円滑に受ける受援計画を策定し受入体制を整備します。

- 社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンター設置訓練等を行うなど、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備します。

② 地域コミュニティの活性化

【脆弱性の評価】

- 地域が迅速に復旧・復興するためには、地域コミュニティの活性化を図ることが必要です。また、地域課題の解決に取り組むため、地域協働ネットワークの構築を支援する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 自治会や消防団等を中心に、地域住民や事業所等が協力し、防災訓練等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図ります。
- 防災士等の養成、男女共同参画の視点からの防災対策の推進等により地域の防災活動を支える人材の育成を進めます。
- 地域の担い手など人材確保のため移住・定住促進策を推進します。

③ 文化財の防災対策

【脆弱性の評価】

- 文化財収蔵施設の耐震化をはじめ、被災文化財の救出活動等を行うため、災害対応能力の向上を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 災害発生時における被災文化財の救出活動を適切に行うため、文化財所有者をはじめ都や関係機関等と連携を図りながら、災害対応訓練等を実施し、災害対応能力の向上を図ります。
- 郷土資料館における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を防止します。また、各施設の収蔵物のほか、有形・無形の文化を写真や映像等に記録し、アーカイブ化を進めます。

【主要事業】

- ・ 定住促進空き家活用事業の推進（移住体験住宅の整備等）（再掲）
- ・ 受援計画等の策定（再掲）
- ・ 有形・無形の文化のアーカイブ化

8-1(3) 生活・経済支援の遅延による復旧・復興の大幅な遅れ

① 生活支援体制の整備

【脆弱性の評価】

- 災害復旧・復興を迅速に取り組むため、避難所運営人材の育成をはじめ、仮設住宅用地の確保・整備、応急仮設住宅の建設や民間借上げ、罹災証明書の速やかな交付、税の減免など様々な生活支援が必要となります。

【強靱化の推進方針】

- 避難所において、良好な生活環境の確保を図るため、必要な資機材等の整備や運営する人材の育成に努めます。
- 応急仮設住宅の建設など体制の整備を図るとともに、空き家活用や宿泊施設の一時転用なども含め民間借上住宅の提供を検討します。
- 仮設住宅建設候補地において、災害発生時にスムーズに利用できるよう事前協議を行うとともに、用地の確保検討・協議を進めます。
- 被災住宅の応急修理や新築等を支援するため、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給等の事務について、速やかに実施できる体制を整備します。
- 罹災証明書の迅速な発行や被災者台帳の円滑な作成のため研修を実施し、生活再建支援に早期着手できる体制を構築します。
- 国・都税の特例措置の広報、村による税の減免や補助・助成金を実施する体制を整備します。また、経済活動が低下した場合の国・都・村による現金給付等の支援や雇用の維持などサポート体制を想定しておきます。
- 大規模災害に備えた財政調整基金等の増額を検討します。

② 風評被害の防止

【脆弱性の評価】

- 風評被害等を防ぐため、必要な情報を迅速かつ的確に発信する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 災害発生時における風評被害払拭のため適切かつ積極的な広報活動を実施します。また、特産品や観光業等の風評被害対策に取り組みます。

【主要事業】

- ・ 仮設住宅建設候補地の確保

第5章 重点プログラムの設定

1 プログラムの重点化の考え方と設定方法

本計画では、国の基本計画で設定された事態を参考に、脆弱性評価のプロセスを踏まえ、21の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

さらに、本村の特性や被害想定を勘案し、以下に示す視点から優先度を総合的に判断し、「重点化すべきプログラム」として選定しました。

- 「起きてはならない最悪の事態」による本村での被害想定の大きさや当該事態が与える影響の大きさを評価
- 国・都・民間事業者など、それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで事態の回避に向けた取組を推進する上で、本村が担うべき役割の大きさを評価
- 当該事態を回避することにより、他の複数の事態の回避や被害軽減への寄与度を評価

2 重点化すべきプログラムの一覧

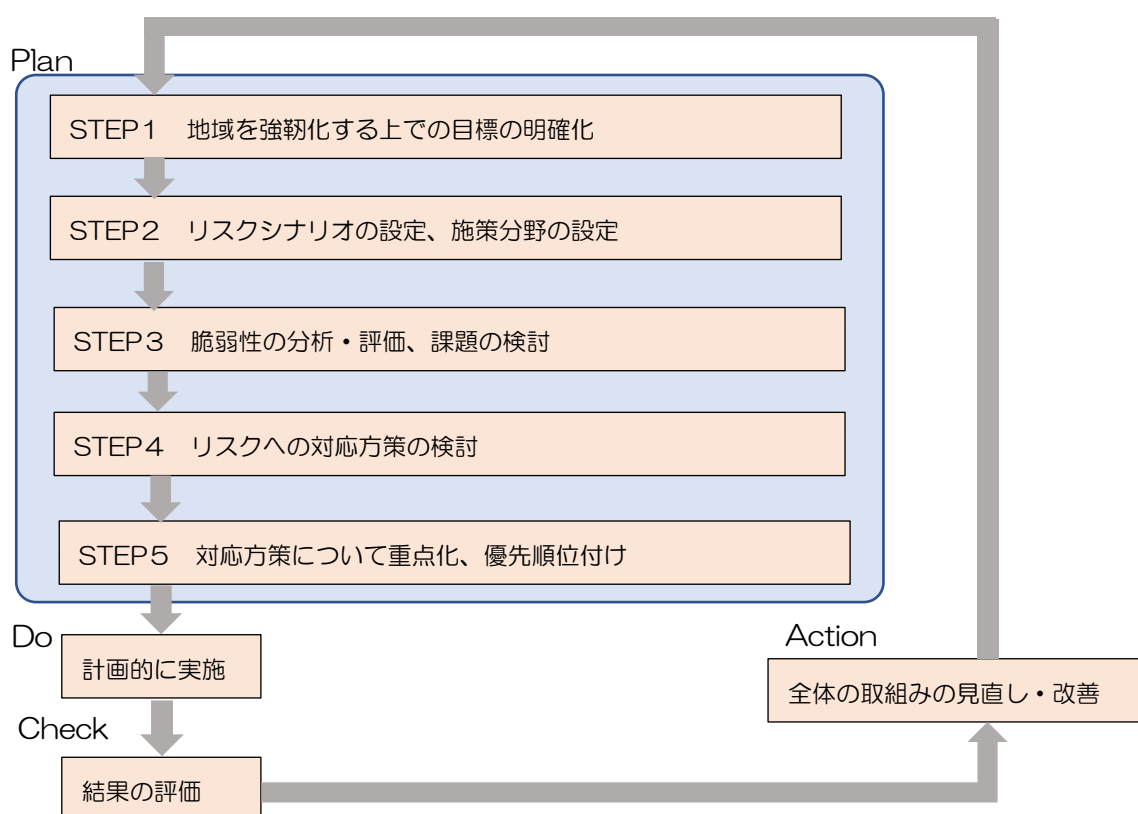
事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	最大限の人命保護	(1)	地震による建物倒壊や火災等による多数の死傷者の発生
		(2)	津波による多数の死傷者の発生
		(3)	風水害や土砂災害による多数の死傷者の発生
2	迅速な救助・救急、医療及び避難生活の環境確保	(1)	生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		(2)	長期にわたる孤立の発生
		(3)	消防等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足
		(5)	医療・保健・福祉機能の麻痺、感染症等の発生
3	行政機能の確保	(1)	行政職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下
4	情報通信・情報サービスの確保	(1)	防災・災害対応に必要な通信インフラの機能停止
		(2)	情報サービスの機能停止による避難行動や救助・支援の遅れ
6	ライフライン、交通等の早期復旧	(1)	ライフラインの長期間にわたる機能停止
8	強靱な姿で復興する条件の整備	(2)	人材不足、地域コミュニティの崩壊等による復興の大幅な遅れ

第6章 計画の推進

1. 本計画の進捗管理

- 本計画に基づく取組を確実に推進するため、関連事業等の進捗状況を毎年度把握し、各種取組の見直しや改善、必要となる予算の確保等を行いながら事業を推進します。
- 本村だけでは対応できない事項については、国・都・関係機関等への働きかけなどを通じ、事業の推進を図ります。
- 強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、以下のPDCAサイクルを繰り返して進めます。

■基本的な進め方



2. 他の計画等の見直し

本計画は、本村の地域強靱化の観点から、村の総合計画や地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針であり、他の計画等においては、必要に応じて所要の検討を行い、本計画との整合を図っていきます。